

広報

# はちおうじ

ホームページアドレス <http://www.city.hachioji.tokyo.jp/>

■発行  
八王子市(〒192-8501  
元本郷町三丁目24番1号)  
■市役所の代表電話  
☎26-3111  
■編集  
企画政策室

## 市民の皆さんの『協働』で……

〜八王子ゆめおり市民会議の誕生〜

市は昨年6月、行政を取り巻く環境が大きく変化したことから、新たな基本構想・基本計画の策定に着手しました。策定にあたっては、「地方分権」や「住民との協働」という今後の行政のあり方の基本となる考えを踏まえ、7月1日号の広報紙上で委員を公募し100名を越える市民の方に応募をいただき基本構想・基本計画素案策定市民会議(八王子ゆめおり市民会議)

を設置しました。これは本市にとって初めての試みで、市民の皆さんとの協働に向けて、新たな一歩を踏み出すことになりました。

〜発足からの活動〜

八王子ゆめおり市民会議の発足を行ったのは昨年8月1日。まず、本市の現状を知っていたかどうかと市政概要説明会を5回にわたって行いました。その後、9月9日の第1回合同分科会を皮切りに八つの分科会に分かれ、

半年間の精力的な活動を経て3月2日に中間報告が行われました。

〜ご意見・ご提案を〜

市長に提出された分科会ごとの中間報告書の概要は3〜6ページに掲載しています。左の点線部分を切り取って、皆さんのご感想や「まちづくり」に対する建設的なご意見・ご提案をお寄せ下さい。メール、ファックスでも結構です。

## ……新たな基本構想・基本計画を策定中!

このハガキを切り取って切手はらずにポストへ

基本構想・基本計画、ゆめおり市民会議についてのお問い合わせは企画政策室(20-7200)へ  
FAX番号 27-5939  
Eメールでのお問い合わせは [kikaku@city.hachioji.tokyo.jp](mailto:kikaku@city.hachioji.tokyo.jp)



八王子ゆめおり市民会議が市長に中間報告書を提出

＜キリトリ線＞

わがまち八王子について 私の意見・提案  
(表題) について

.....

住所			
氏名	年齢	性別	
電話番号			
職業			

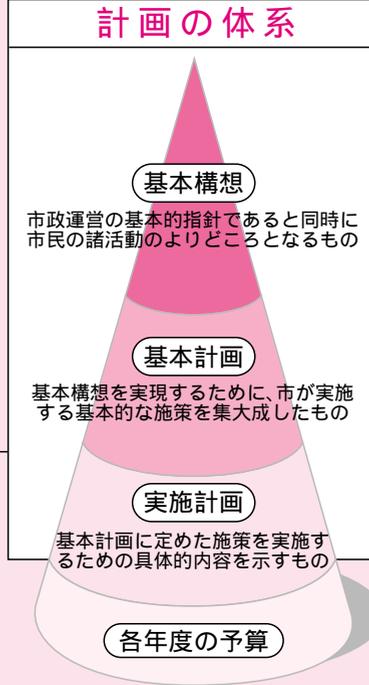
## 基本構想・基本計画とは

「まちづくり」を進めていくにあたっては、市民の参加と協力のもとに計画的な行政運営を行うことが重要です。本市ではこうした行政運営を支える計画を、左の図に示したとおり、基本構想・基本計画・実施計画の三層構造の形で策定しています。このうち基本構想は、市の将来像を展望し、長期に渡る市政運営の根幹となるもので、市町村は、議会の

く状況は大きく変わってきています。そこで、市民の皆さんが望むまちづくりをもう一度考えるために、新たな基本構想・基本計画の策定を行うこととし、その素案づくりを、広報紙上等で委員を募り100名を超える応募委員の皆さんによる「八王子ゆめおり市民会議（ゆめおり会議）」にお願ひしたところです。

ゆめおり会議では昨年の8月1日に行った発足式後、市の所管部による市政概要説明会、合同分科会を経て、検討分野別に8つの分科会に分かれ、平日の夜間や土曜・日曜に集まりを持ち活発な議論が交わされています。

## 計画の体系



議決を経て定めることと地方自治法に定められています。また基本計画は、基本構想を実現するための基本的施策を体系的にまとめたもので、この基本計画を実施するための具体的な事業内容を示したものが実施計画です。

市では平成10年度に基本構想・基本計画として「新八王子21プラン」を策定しましたが、その後、地方分権の推進、本格的少子高齢社会の到来、IT化の進展など、市を取り巻

ここでは、3月2日にゆめおり会議から市長に提出された中間報告書の概要を3～6ページに、今後の人口推計や財政状況シミュレーションを7・8ページに掲載しています。さらに多くの皆さんからのご意見やご提案を、新たな基本構想・基本計画に反映させていこうと考えています。ぜひ、たくさん建設的なご意見・ご提案をお寄せくださるようお願いしています。

<キリトリ線>

郵便はがき

1928731

料 金 受 取 人 払

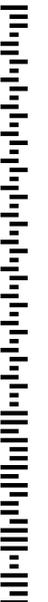
八王子局  
承 認  
8096

差出有効期間  
平成14年5月  
15日まで

(受取人)

八王子市元本郷町三丁目二四番一号

八王子市企画政策室 行



15

1928731

次のページから6ページにかけて、ゆめおり会議中間報告書の概要をお示ししています。これについてのご意見やご提案、ご感想を右のハガキでお送り下さい。  
なお、ゆめおり会議各分科会の検討範囲等は下記のとおりです。

### ゆめおり会議各分科会の検討範囲及び構成人数

- 教育・学習（19名）  
生涯学習の推進、学校教育の充実、市民文化の振興
- 共 生（8名）  
コミュニティ活動の醸成、男女共同参画社会の確立、互助（共助）社会の展開等
- 生活・福祉（20名）  
生涯健康社会の形成、保健医療の充実、地域福祉の推進
- 活 力（16名）  
自立都市の確立、都市間競争力の蓄積、地域経済の活性化
- 快 適（25名）  
道路整備、公園整備、下水道の敷設推進等
- 環 境（19名）  
自然環境の保全、環境衛生の向上、環境負荷の低減等
- 参画・協働（11名）  
情報の公開・共有化、広報・広聴、行政評価等
- 分権・改革（15名）  
行財政改革、税財政、高度情報化社会等

(切手をはらずにお出しく下さい。)

## 教育・学習分科会

### (生涯学習社会の形成)

- 市民の自主的、自発的な取り組みを基本として、生涯学習社会の形成を図ろう。
- ・生涯学習の振興に欠かせない情報や空き教室などの場の提供や図書館を充実しよう。
  - ・市民と大学・企業等が連携し、八王子コンソーシアム構想<sup>注1</sup>を進め「市民大学」を開こう。
  - ・スポーツ・レクリエーション活動の推進と「総合型地域スポーツクラブ」システムを構築し、生涯スポーツの振興を図ろう。

### (学校教育の充実)

- 生涯にわたり自主性・自律性に富む子どもの育成をめざして、学校教育を充実しよう。
- ・「学校評議員制度」を生かし、学校運営に、より積極的に地域や父母の意見を反映させよう。
  - ・地域と協力し、人材や歴史などを生

かした効果的な「総合的な学習」を進めよう。

- ・少人数学級など、学級編制の弾力化を図り、一人一人にゆき届いた教育を実現しよう。
- ・食に関する学習や環境学習など、新しい学習課題に的確な対応を図ろう。
- ・図書室を整備し、様々な情報が活用できる体制をつくろう。

### (家庭教育の支援)

少子化・情報化の進展に伴う家庭教育の変容をとらえ、子育てに必要な的確なアドバイスを行い、地域子育て支援ネットワークづくりを進めよう。

### (青少年の健全育成)

薬物乱用防止策など、行政・地域・家庭が一体となって実効あるシステムを構築し、環境改善の実践等青少年の健全育成に取り組もう。

このページから6ページまでは「ゆめおり会議」各分科会の「中間報告」の概要を、各分科会がまとめたそのままの形で掲載しています。  
なお、(注)があるものは7ページに用語解説を載せています。

### (文化の向上)

- 歴史・文化・自然を誇る八王子の特色を発信し、市民が共有する豊かな生活文化を継承し、発展させよう。
- ・文化振興計画を策定し、子ども達に対する地域文化学習に力を入れ、文化の担い手を育む行動計画をたてたり、他地域との文化交流を図るなど、市民文化を育てよう。
  - ・市のすぐれた歴史や建造物、伝承文化・芸能などを市民や世界に広く発信しよう。

## 共生分科会

### コミュニティ活動の醸成、

#### 互助社会の展開

1. 相互扶助組織の構築により、少子高齢化社会で安心して暮らせるまちづくりを推進  
顔と顔が見える関係から生まれる信頼感で、お互いに助け合う風土を創ろう。  
誰もが出来ることから参加し、皆で支え合って生きる喜びを分かち合える人間讃歌のまちを創ろう。
2. 地域コミュニティ活動組織を再編成して、身近な活動拠点を展開  
学校単位の新たなコミュニティ活動拠点を皆で築こう。  
地域特性の課題を皆で考え、創意工夫し、皆で参加して解決しよう。  
子ども・青年・障害者・高齢者・男女・「誰もが集える交流広場」を創設しよう。
3. コミュニティ醸成のサポート体制

### の整備

市民参加条例の制定を図る。  
市民センターは、自主管理運営で市民との協働体制を創ろう。  
地域の豊富な人材資源の活用を図る。  
コミュニティを支えるスペシャリストの育成と総合支所体制への再構築を図る。

### 男女共同参画社会の確立、

#### ノーマライゼーション<sup>(注2)</sup>

1. 男女がお互いに尊重しあい、社会の対等なパートナーとして自立できるまちを創ろう  
男女共同参画社会推進評価委員会の設置  
あらゆる分野への女性の参画促進  
PTA活動、地域活動への男性の積極的な参画促進を図る。
2. 男女が共に責任を担い、いきいき活動できるまちづくりを推進

### 仕事と家庭の両立しやすい環境整備(子育て・介護等の支援)

多様な労働形態に対応した就労機会の拡充(在宅勤務・起業等の支援)

男女共同参画センターの開設(既存施設を活用し、管理運営は市民との協働)

3. 児童虐待、配偶者暴力を防止するための、支援体制の確立



## 生活・福祉分科会

誰もが地域に安心していきいきと暮らし続けられるように！

-ノーマライゼーション(注2)の実現をめざして-

ひとりひとりを大切にすることから始める

- ・人として権利が守られるようにそして男女、子ども、障害者、高齢者、外国人、ホームレスなど、どんな状況の人でも、いざというときの安全と生活が守られること

地域支援のネットワーク

- ・地域で支援のサービスを充実させ助け合いのネットワークをつくる(小学校区程度の広さで)

ライフステージに応じた健康づくり

- ・かかりつけ医の推進。専門医療の充実と保健・医療・福祉が連携したシステムづくりを

必要なときに必要な情報を

- ・民間や公的サービスなどの情報が必要なときにすぐに得られるよう窓口の一本化を
- ・情報収集・評価・公開・提案ができる第三者機関などをつくろう

お互いに信頼しあえる親子関係、人間関係をつくれるように

- ・乳幼児期は人間成長の原点。人間不信は、児童虐待、いじめ、不登校、学級崩壊、家庭内暴力、人間関係のひずみの根本的な原因であることを認識しよう

子どもの視点に立った保育制度の抜本的な見直しと遊び環境の充実

- ・家庭が成り立つ働き方ができるように
- ・家庭的保育の充実
- ・全ての保育園に親子で行ける子育て広場を
- ・親が安心して子育てできる環境を
- ・親が親として育つための支援の充実

・子どもが自主的に遊べる場の充実を自立を支える仕組みづくり

- ・障害者や高齢者だけでなく、ひとり親家庭、失業者、ホームレスの身体的、精神的、社会的自立を支える仕組みをつくろう
- ・なるべく多くの元気な高齢者が隣人を支え、市民の生きがいづくりに参加できるように
- ・まちと住まいとみんなが行くところのバリアフリー(注3)化を進め、誰でも同じように生活できるように…ユニバーサルデザイン(注4)の推進

障害者理解と障害者福祉の推進のために

- ・障害者と健常者の日常的ふれあいを通じて障害者(身体・知的・精神)理解を深める
- ・障害者福祉施策で大切なことはともに暮らせる住宅施策ともに働ける雇用施策ともに学べる教育施策を具体化する



## 活力分科会

活力ある地域社会を形づくるには、産業・経済を活性化するとともに、市民生活を活性化することが重要であると考えます。

若々しい産業力を育て上げる試みに力を注ぎつつ、生活・福祉・文化にまたがるコミュニティ・ビジネス(注5)を振興し、多様な人的資源・豊かな歴史文化的資産・恵まれた自然環境を活用して、生き生きとした生活を実現する。

### 1. 新たな産業力の実現

1. 八王子の特徴を打ちだせる情報・文化・デザイン産業の育成(アニメヴァレー等)
2. 新規産業創出・育成のための支援組織の設立
3. 民間資金を活用した地域ファンドの創設
4. 高尾山・陣馬周辺をかえで・くぬぎ林とし、紅葉の名所とする。(豊かな森林への再開発)

5. 地盤の良い八王子に首都危機管理機能の誘致
6. 八王子の顔となる八王子駅周辺再開発を市民参加により推進
7. ごみ資源化事業と関連産業を育成し、循環型都市を推進

### 2. 活き活きとした生活の実現

1. 住宅と店舗が融合し、横丁文化を育むエリアづくり(横山町・八日町・八幡町)
2. 公園や湧き水等身近な自然について地域住民による自主管理を促進
3. 自然環境保全に向けての遊休農地を活用し、自主栽培を促進
4. 生活・健康・文化産業の振興によって、高齢者の生活を充実したものにす。
5. 高齢者と児童を含めたコミュニティづくり(地域の寺子屋)



## 快適分科会

効率優先のまちづくりを見直し、人にも自然にも優しい「新しい共生」をテーマにしたユニバーサルデザイン(注4)のまちづくりを目指し、「今あるものを有効に」、「よりよいものを」をコンセプトとして市民の積極的な参画とNPQ(注6)、企業、行政等の協働で進めます。

### [1] 「人」と「車」の共生

公共交通優先のまちづくり——・バス路線の一極集中の見直し ・駅前トランジットモール(注7)化  
交通渋滞のないまちづくり——・JR中央線の連続立体交差化 ・大型トラック車両の市内通過を規制  
歩行者にやさしいまちづくり——・幹線道路と生活道路の明確な区分 ・歩行空間の確保とネットワーク化

### [2] 「今ある施設」と「新たに必要なまち機能」との共生

公共施設の再構築——・新規施設の一時凍結や見直し ・小中学校や低利用施設の統廃合  
安全で愛着のあるまちづくり——・小学校の地域拠点化 ・空き地の防災公園化

### [3] 「まちの活性化」と「自然と景観保全」との共生

エコミュージアム(注8)のまちづくり——・地域まるごと博物館構想  
・産業遺産、自然遺産、文化遺産を活かした水と緑と文化のネットワークづくり

## 環境分科会

1 八王子の特徴を活かし、環境先端都市をめざそう。

豊かな自然と16の河川源流域を有する地理的条件の活用  
多くの大学・研究機関に恵まれた特性の利用

2 まちづくりに潤いをもたらす自然との共生をすすめよう。

森林・里山・農地の保全  
子どもが遊べる清流の復活  
多様な野生生物の保全と共生

3 いままでのライフスタイルを変えよう(ごみをださない生活)

ごみ袋の有料化(環境目的税)  
ペットボトルやスーパーの発泡トレイへ環境負荷税の検討  
市民主体の修理工房設置  
不要品のリユース  
事業所の環境評価基準の制定公表

4 地球にやさしい生活に転換しよう。

環境目的税により自転車専用道路と歩行者専用散策路の整備  
アイドリングストップ条例の制定  
太陽光・太陽熱・雨水利用などに対する補助金の検討

5 すべての人を対象とした環境学習を充実させよう。

学校における環境教育の充実  
環境体験学習の場の整備・充実  
環境講演会・報告会の定期実施

6 望ましい環境像の実現に向けて、市民・事業者・行政が力をあわせよう。

市民による環境オンブズマン(注9)制度の導入  
公園・里山・雑木林などの市民参加による管理  
事業者と市が締結する環境管理協定等に市民が参加できるシステムづくり



7 市民の手で環境行政を促進しよう。  
できるだけ多くの市民が参加して基本計画を策定しよう  
いろいろな立場の人が参加できるしくみづくり  
ガラス張りの環境行政

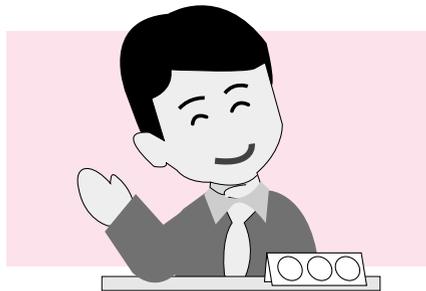
8 多くの歴史的文化に親しく楽しめる環境を整えよう。

観光客が楽しめるようにトイレや特産物の売店のある「道の駅」の設置  
小・中学校に歴史・文化遺跡の掲示板の設置  
大学や駅などに名所旧跡を表示

## 参画・協働分科会

(市民参加と市民との協働の推進)

1. 「自治基本条例」を市民主体で策定し、市民主権を確立する。
2. 審議会等委員の市民公募枠を広げ選考の透明性を確保し、市民参加による市政をめざす。
3. 地域特性と市民ニーズに応ずるため、各地域事務所の裁量権を検討し、また市民・企業などとの協働委員会を設置し提案の場をつくる。
4. サービスの質と量の向上のため、公共サービスは市民との協働で行う。
5. NPO注6活動を中心とする市民活動の支援のために、市の窓口を一本化する。



6. 多分野のNPO活動の強化推進を図る。
7. 公設の市民運営による市民活動支援センター及び市民活動支援ファンドを創設する。
8. 地域通貨(エコマネー(注10))の導入を図る。

(情報公開)

1. 開かれたまちづくりを進めるため「市民の知る権利とプライバシー保護」を充実し、オンブズパーソン(注9)制度をつくる。

(大学との連携)

1. 市民、大学、学生などとの協働と大学と市民との情報交流を推進し、市民のニーズを吸収した大学の持つ高次の教育、研究機能の有効活用を図る。(市民の生涯学習機会の創出、地域産業の活性化、地域医療の充実、知的財産の地域への還元)
2. 多摩全域を網羅する大学、行政、産

業、市民との連携と市民参加の推進を図る。

3. 学園都市センター又は周辺に市内の大学による市民を対象とする大学院を誘致する。

(広報・広聴)

1. 必要なときに必要な情報を提供するしくみづくりやIT化を進め、情報を市民参加、協働に結びつける。
2. 市広報の改善・統合化など各種の手段を有機的、総合的に結びつけ、相乗効果を図る。

(行政評価)

1. 市民の視点に立った行政評価の導入により、市民サービスの一層の向上と市の行財政運営の効率化を図り、市民への説明責任を果たせるようにする。
2. 中立性、正当性を有するNPOなどの外部評価機関を設立する。

## 分権・改革分科会

行財政改革並びに税財政改革

- (1) 危機的な財政状況を、市民と行政とが共通の課題として認識すると共にお互いに意識改革をする。
- (2) 全ての分野で「ゼロベース」から見直し、硬直した「しくみ」の改善を図り、行政全体をスリム化する。
- (3) 歳出全体にわたり、可能な限り削減を進める。
- (4) 税収の完全確保、サービスの有料化、産業の振興などにより歳入の確保を図る。
- (5) 民間委託、NPO(注6)の活用、PFI(注11)の導入など民間活力の活用や市民との協働を図る。

都市のあり方

- (1) 地方分権の理念である「地域の責任でまちづくりを行う」を基本とする。
- (2) 共通的な課題を持つ、近隣市町

村との広域行政を推進する。

- (3) 中核市や政令指定都市など、効率性や市民サービスの向上の観点から、広く市民の声を踏まえ、行政のあるべき姿を検討する。
- (4) 地方分権の推進に必要な財源及び一層の権限移譲を求めていく。

市民と市政、市議会の係わり

(議会・選挙・及び監査機能)

- (1) 身近な議会活動を推進するため、休日や夜間の会議の開催を取り入れるなど、議会の透明性を高める。
- (2) 市政参加の基本として選挙に対する市民の意識の向上を図り、参加しやすい仕組みづくりを進め、自主的参加を促す。
- (3) 市民と職員とで構成する組織で、監査機能・行政評価・事業評価の手法を制度化する。

行政を取り巻く社会環境

- (1) 市や議会などにIT技術を導入し、行政の透明性・効率性・利便性の向上を図る。
- (2) 学園都市のメリットを生かし、学生や市民を中心とした国際交流活動を支援する。
- (3) 在住外国人や留学生の実態を把握し、情報提供や交流などを市民と協働し進める。
- (4) 社会の活力を減退させる少子化に対応し、子育てのシステムや施設などを充実させ、子育て日本一のまちづくりをを目指す。
- (5) 地域活動や子育ての支援などの中核を担う高齢者の社会参加の機会を拡充する。併せて民間の活動を取り入れて、要介護者や高齢者世帯に対する支援やシステムづくりに取り組む。

## 用語解説

(注1) コンソーシアム構想  
 高等教育に対する社会の期待や、多様化するニーズに対応するため、大学、地域社会、産業界との連携や大学相互の結びつきをより一層深めていくという構想。

(注2) ノーマライゼーション  
 高齢者も若者も、障害のある人もない人も、すべての人が、ノーマル(日常的)な生活を送ることが普通の社会であるという考え方。

(注3) バリアフリー  
 障害のある人や身体能力が低下した高齢者が日常生活を送るにあたって障害(バリア)となるような構造・設備の解消をはかること。

(注4) ユニバーサルデザイン  
 まちづくりや商品のデザインなどに関し、障害のある人や高齢者などを含む誰もが利用しやすいデザインを初めから取り入れておくこととする考え方。

(注5) コミュニティ・ビジネス  
 地域が必要とする仕事を、営利的だけにかたよらない形で、NPOなどの担い手を中心に、きめ細かく継続的に行う「事業活動」のこと。

(注6) NPO(Non Profit Organization 民間非営利団体)  
 一定の目的のために営利を目的

とせず活動する民間団体。この場合の「非営利」は無償活動をさすものではなく、利益を構成員が分配しないこと。

(注7) トランジットモール  
 特定の地域への公共交通機関車両以外の車両の乗り入れ制限などのこと。

(注8) エコミュージアム  
 物を収集し、保管・展示する従来の博物館と異なり、その地域の自然や生活を含む環境全体を現地に保存し、それらの展示を通して地域の発展を目指すもの。

(注9) オンブズマン(オンブズパーソン)  
 国民や市民に代わって行政の適正な運用を監視する専門員。

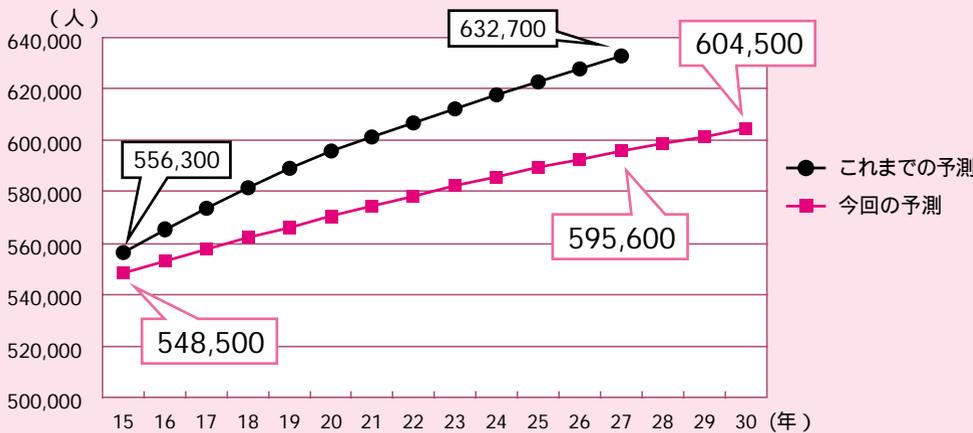
(注10) エコマネー  
 高齢者のお世話や介護、環境美化などのボランティア活動を点数などに置き換え、地域限定の通貨としてサービスとの交換を可能にし、流通させること。

(注11) PFI(Private Finance Initiative 民間資金主導)  
 従来公共部門が実施していた社会資本整備、公共サービス運営を、民間事業者の資金と経営手法により実施すること。

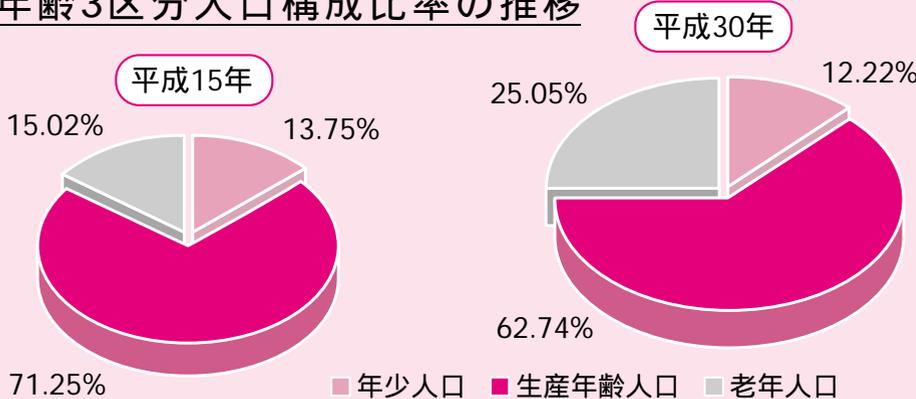
## 人口推計

今後の市政運営を考えるときには、人口の動向を踏まえなくてはなりません。これは、総人口や高齢者の人口がどうなるのかなどによって、市のあり方や施策の方向も違ってくるからです。そこで今回の基本構想・基本計画策定にあたり、市役所内にプロジェクト

## 総人口の推移



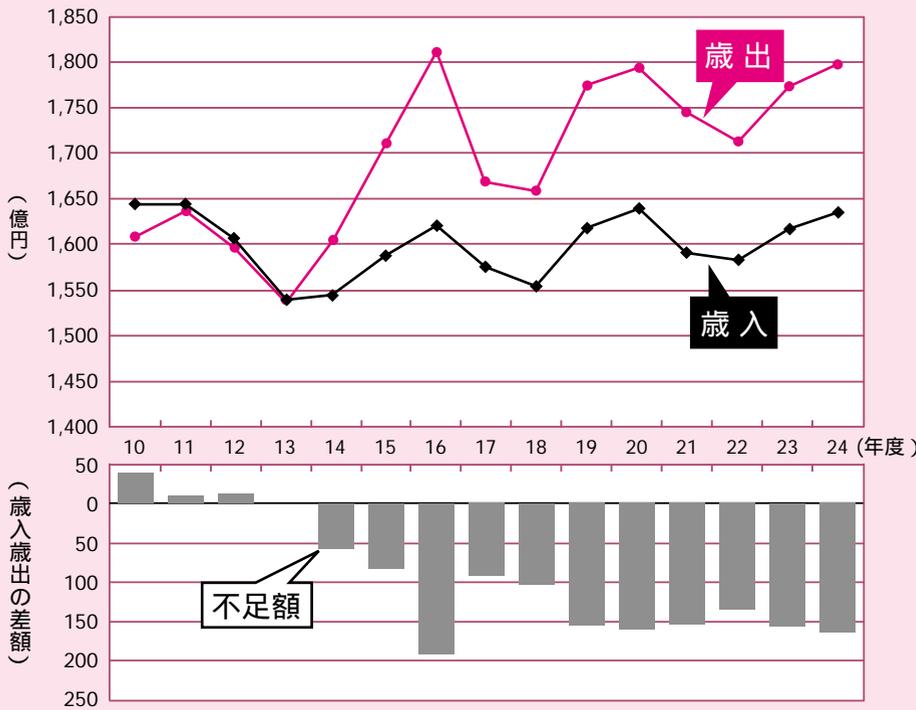
## 年齢3区分人口構成比率の推移



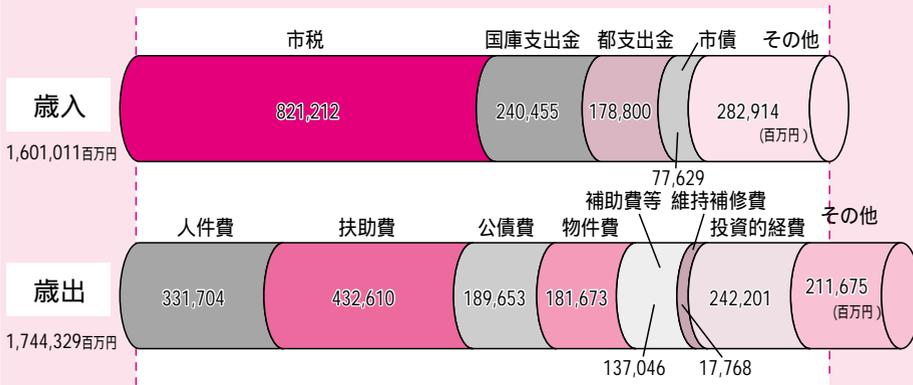
今回の推計はあくまで統計学的作業を行い算出したもので、第一次人口推計ともいえるべきものです。したがって、政策的な人口増減要素を反映していないため、基本構想・基本計画の最終数値ではありません。

今後の財政状況を見通すため、人口推計と同様、市役所内プロジェクトチームにより、財政シミュレーションを行ってみました。現行の基本構想・基本計画である「新八王子21プラン」等に基づき、明らかに変更があったものは考慮しながら、基本的に各種計画が継続実施された場合、財政状況がどうなるかを算出したものです。その結果、「新八王子21プラン」に比べ歳出総額については、一部事業の凍結等による投資的経

## 年度別歳入歳出の比較



## 平成15～24年度 総額



費の縮減などにより10%強縮小し、一方歳入では、長引く景気低迷の影響等により市税が30%弱減少するなど総額で20%の縮小となりました。そして、単年度平均の歳入不足はおよそ予算総額の1割にあたる140億円にものぼります。これは現行の「新八王子21プラン」の実現は大変難しいことを示しています。市民の皆さんの意見を取り入れた新たな基本構想・基本計画を策定する必要があらためて明らかになりました。

本号は基本構想・基本計画の策定に向け、特集号として編集しました。皆さんからお寄せいただくご意見・ご提案については、ゆめおり会議にもお伝えし、今後のさらなる議論の参考とさせていただきます。また、最終的な基本構想は本年第4回の市議会定例会に議案を上げる予定です。

地方分権化や少子・高齢化がますます進む中で、これからの市政運営には、いままです以上に市民と行政、また市民の方向士が協力していく、「協働」という考え方が必要になってきます。今回、基本構想・基本計画の策定にあたって、市民会議による素案づくりをお願いしたのも、この「協働」を大切にしていくこととする考えからです。

市では、これからもさまざまな場面において、市民の皆さんと手をたずさえて、市民の皆さんが望む、八王子のまちづくりを進めていきたいと考えています。

ゆめおり会議の開催日程などは市のホームページでご覧いただけます。会議は原則として公開ですので、関心のある方はぜひ傍聴にいらしてください。

基本構想・基本計画、ゆめおり会議についての問い合わせは

企画政策室（2007200）へ

FAX番号 27-5939

Eメールでのお問い合わせは

kikaku@city.hachioji.tokyo.jp